

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010函第70号
事故等種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年9月20日 07時00分ごろ
発生場所	北海道興部町 ^{おこっぺ} 興部漁港市場前岸壁 (概位 北緯44°28.7' 東経143°08.3')
事故等調査の経過	平成22年11月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十三 ^{さきがけ} 魁丸、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-22572（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員A
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	オタフク滑車を係止していたロープが破断
事故等の経過	<p>本船は、さけ定置網漁業に従事する漁船であり、操舵室前にユニッククレーン、船首甲板に魚倉及び魚倉の右舷船首側にウインチドラムを備えていた。</p> <p>魚倉の船首端右舷側には、舷縁に取り付けられた「コ」の字型の鉄製金具に直径1cmのポリプロピレン製のロープで係止されたオタフク滑車（ハッカー、重量約0.7kg）があった。</p> <p>本船は、船長及び甲板員4人が乗り組み、興部漁港市場前岸壁において、ユニッククレーンを使用してタモ網を吊るし、ウインチドラムからハッカーを介して延びたロープによりタモ網を前後に移動させ、漁獲したさけの水揚げ作業を行っていた。</p> <p>甲板員Aは、魚倉内にわずかに残ったさけを手作業でタモ網に入れるため、いつものようにヘルメット等の安全具を着用せずに魚倉内に入って作業を開始した。</p> <p>甲板員Aは、船尾方を向いて作業を行っていたところ、平成22年9月20日07時00分ごろ、ハッカーを係止していたロープが破断し、左舷方に飛んだハッカーが、甲板員Aの後頭部に当たった。</p> <p>ドラムを操作していた船長は、救急車を手配し、甲板員Aは病院に搬送され、医師により後頭部裂創と診断された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし 海象：平穏
その他の事項	<p>船長は、本事故後、破断したロープを確認したところ、破断面は擦り切れた状態であった。</p> <p>破断したロープは、平成21年12月ごろから使用されていたもので、船長が、平成22年9月2日に同ロープを点検していた。</p> <p>本船乗組員は、本事故後、水揚げ作業の際、ヘルメットを着用することとした。</p>

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、興部漁港で水揚げ作業中、ユニッククレーンを使用してタモ網を吊し、ハッカーを介したロープによりタモ網を前後に移動させていたところ、ハッカーを係止していたロープが経年劣化していたこと、及び周囲の突起物等に擦れたことにより破断し、ハッカーが甲板員Aの後頭部に当たって負傷したものと考えられる。 本船乗組員は、平素から保護具を着用せずに水揚げ作業を行っていたものと考えられる。 船長は、作業用具の点検及び整備並びに作業の安全に関する教育を適切に行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、興部漁港で水揚げ作業中、ユニッククレーンを使用してタモ網を吊し、ハッカーを介したロープによりタモ網を前後に移動させていたところ、ハッカーを係止していたロープが破断したため、ハッカーが甲板員Aの後頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。	